

議案第90号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、刑法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるによる。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第1条 福岡市行政不服審査法施行条例（平成28年福岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市情報公開条例の一部改正)

第2条 福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第45条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第33条並びに附則第11項及び附則第12項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例の一部改正)

第4条 福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例（平成18年福岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市

条例第48号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(退隠料遺族扶助料及給与金条例の一部改正)

第7条 退隠料遺族扶助料及給与金条例(昭和16年福岡市告示第90号)の一部を次のように改正する。

第2条ノ2第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条第2号中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条ノ2中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第7条第1項中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市宿泊税条例の一部改正)

第8条 福岡市宿泊税条例(令和元年福岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正)

第9条 福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成30年福岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第10条 福岡市心身障害者扶養共済制度条例(昭和47年福岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第11条 福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市屋外広告物条例の一部改正）

第12条 福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第46条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部改正）

第13条 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例（平成14年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正）

第14条 福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市消防団員退職報償金条例の一部改正）

第15条 福岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年福岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」とい

う。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（福岡市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の福岡市職員退職手当支給条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。